

①

後期高齢者の方へ

# 健康診査を受診しましょう

後期高齢者医療では、生活習慣病を早期発見する目的で健康診査を行っています。受診対象の方には4月末に健康診査受診券を送付しますので、来年3月末までに受診をお願いします。前年度に75、76歳になられた方、前年度受診された方には全員お送りします。受診券が届かなかった方にも希望があれば発行しますので、お申し込みください。

## ■ 健診日時・場所

- ・ 地区での集団健診（保健福祉センターでの予約が必要です）  
4月号広報と一緒に配布した「南国市健診カレンダー」をご確認ください。
- ・ 病院での個別健診  
健診可能か病院または長寿支援課にご確認ください。

## ■ 健診料／無料

## ■ 持ち物／被保険者証、受診券、問診票

## ■ 検査内容／身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、問診や診察など

※健診結果は後日郵送



■ 問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係 ☎ 088-880-6556

①

# 低所得世帯に対する給付金のお知らせ

## ① 非課税世帯への給付金（1世帯あたり7万円）

提出期限／令和6年5月31日金

- 3月7日付で対象世帯の世帯主宛に確認書を発送済です。案内が届いていなくても、以下のいずれかに該当する方は受給できる可能性がありますので、お問い合わせください。
- ・ 配偶者などからの暴力などを理由に南国市に避難しているが、現在お住まいの場所に住民票がなく、かつ配偶者などと生計を別にしてしている方
  - ・ 基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村にも住民登録がなく、基準日翌日以降に南国市に住民登録をした方
  - ・ 修正申告などにより、令和5年度市町村民税均等割が非課税となった世帯
  - ・ 離婚協議などにより、基準日時点で住民票上の世帯状況と実態が異なっていた方

## ② 均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯あたり10万円）（準備中）

### ■ 対象／以下の要件すべてに該当する世帯

- ・ 令和5年12月1日時点において、南国市に住民登録があること
- ・ 世帯の中に少なくとも1人以上は令和5年度住民税が均等割のみ課税の方を含むこと
- ・ 世帯の全員の令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税されているか、または条例により免除されていること
- ・ 令和5年度住民税が課されている者の被扶養者のみで構成された世帯ではないこと

## ③ 低所得世帯の子育て加算給付金（対象児童1人あたり5万円）（準備中）

### ■ 対象／①または②の対象世帯のうち、平成17年4月2日以降に生まれた子どものいる世帯

**②③も、対象世帯に案内を送ります。発送時期が決定しましたら、ホームページに掲載します。**

最新情報はホームページやコールセンターでご確認ください。

### ■ 南国市給付金室コールセンター（※①②③共通）

開設時間：平日・土日祝 8時30分～20時

☎ 0120-522-198 ※通話料無料

特設ホームページ▶



①

後期高齢者の方へ

# 令和6・7年度の保険料率が決まりました

■ 被保険者均等割額 **56,000円** ■ 所得割率 **10.78%** ■ 年間保険料の上限 **80万円**

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。将来にわたって安定した制度運営を行っていくために、令和6・7年度の保険料率については、令和4・5年度の保険料率（被保険者均等割額 55,500円・所得割率 10.50%・年間保険料の上限 66万円）から引き上げる事となりました。保険料の引き上げ幅は、基金を活用して抑制しています。令和6年度の個々の保険料額は、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

## ★令和6年度の保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一律負担} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{[被保険者均等割額]} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得に応じて} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{※ [所得割額]} \\ \hline \end{array}$$

**56,000円**      **賦課基準額 × 10.78%**

※賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額です。

## ◆ 令和6年度は激変緩和措置があります

### ① 所得割率の激変緩和措置

■ 対象／総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の方

所得割率	令和5年度(改正前)	令和6年度(改正後)	令和7年度(改正後)
	10.50%	<b>10.01%</b>	10.78%

### ② 年間保険料の上限の激変緩和措置

■ 対象／令和6年3月31日までに後期高齢者医療保険に加入された方

年間保険料 上限額	令和5年度(改正前)	令和6年度(改正後)	令和7年度(改正後)
	66万円	<b>73万円</b>	80万円

詳しい内容は、5月中に市のホームページにも掲載予定です。

■ 問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係 ☎ 088-880-6556